

平成 21 年 3 月 26 日

各 位

全 国 海 運 組 合 連 合 会

苫小牧港を中心とする海域の漁業操業状況について

(周知方ご依頼)

標記につきまして、(財)胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会より別添のとおり注意喚起並びに周知方依頼が参りました。

特に日高町門別地区では、4月～12月にかけて「さけ定置網」が距岸7km以上の沖合に設置されることから、例年 乗り上げ等の事故が多発しており、航行上一層の注意を要するものと思われます。

つきましては、貴関係船舶に対し、同海域の運航に際し、事故の無きよう周知ご指導方宜しくお願ひ致します。

尚、詳細につきましては、(財)胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会 (Tel Fax 共 0144-34-2057) 宛にお問い合わせ下さるようお願い致します。

以 上

胆安協第号
平成21年3月25日

特別法人 全国海運組合連合会 様

財団法人 胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会
理事長 佐々木秀郎



『苫小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』の送付等について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

平素、当協会の運営につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、胆振東部・日高海域では刺網漁業を始め各種漁業が順次、盛漁期を迎えることになりますが、例年、春先は濃霧などの影響による衝突事故や漁具被害が心配されるほか、年間を通じ、各種刺網漁業や定置網漁業などに被害が発生しております。

協会としては、漁具被害の未然防止のため、例年、表題の冊子を作成し、当該海域での操業状況のほか、航行上の注意事項などの周知を図ってきているところです。

つきましては、下記のとおり、ご送付させて頂きましたので恐縮ではございますが、関係者への配布にご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

冊子

2009.3年版 『苫小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』

(日本語版 50冊) (英語版 冊)
(2冊)

なお、この内容については、「苫小牧港管理組合」のホームページ
(<http://www.jptmk.com/>) の『苫小牧港について』 ■船舶航行時の注意等■で
閲覧することができます。

〒053-0004

北海道苫小牧市港町1丁目6番38号

(苫小牧港管理組合内)

電話 (FAX) 0144-34-2057

A

II 操業の状況

1 さけ定置網漁業

この漁業は、定められた海面上に1,000～2,000メートル程の網を常時設置し、春は西から東へ、秋は東から西へ回遊するさけを捕獲します。

これらの網は、通常比較的沿岸(1～2カイリ)にありますが、日高町門別地区沖合では、約4カイリと非常に沖出しされており、毎年切断事故が発生しています。また苫小牧港西側近くにも約2カイリ沖出しされている定置網がありますので、注意してください。

(1) 操業の状況

① 設置期間

春 網 4月1日～8月20日 (操業期間 4/6～8/15)

春秋網 4月1日～12月20日 (操業期間 4/20～7/31)

秋 網 6月1日～12月15日 (操業期間 9/2～12/3)

(注 海域により設置期間、操業期間が若干異なるところもあります。)

② 操業時間

網を取付ける型枠は、**設置期間中、常時設置されています。**

網は、操業期間中常時敷設され、1日2～3回程度(5時、11時、16時頃)起こします。

③ 操業位置

操業は免許により定められている位置以外では行われていません。

免許により定められている位置は、別添操業漁場図(P7～9)に示すとおりで、概ね離岸2カイリ以内に設置されています。ただし、**日高町門別地区沖合では、約4カイリまで出ています。**

④ 設置数

(単位:カ統)

区分	胆振東部	日高	合計
春 網	4	13	17
春秋網	—	19	19
秋 網	19	28	47
合 計	23	60	83

⑤ 網の状態

回遊するさけを誘導する**手網(または垣網)**は、陸とほぼ直角の方向に敷設され、長さは1,000～2,000メートル程あります。

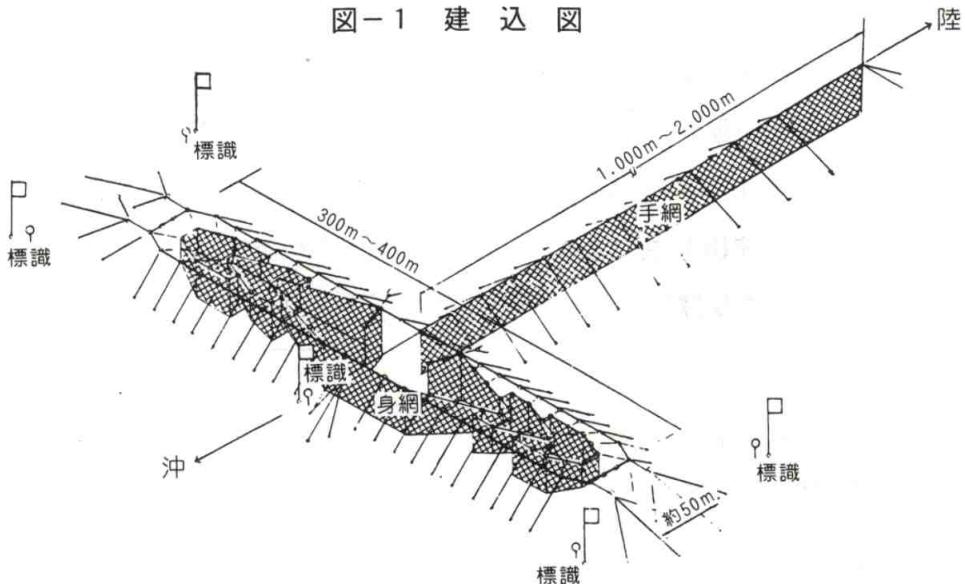
誘導したさけを捕獲する**身網**は、手網の沖合に陸と平行に敷設され、その幅は300～400

メートル程あります。

これらの網は、浮子、沈子、ワイヤーロープ等で作られた堅牢な型枠に繫留されています。

(図-1 参照)

図-1 建込図



⑥ 操業標識

敷設されている身網の周辺には、大型漁具標識(旗)、灯火、レーダー反射器等が設置されています。なお、手網には、標識を設置していないこともあります。

また、これらの標識は漁業者によって異なり、一定はしていません。

(2) 事故の状況

事故は、大半が乗り切りによる型枠の破損、網の切断で、主に日高町門別地区沖合の定置網に発生しています。

(3) 航行上の注意事項

定置網は、比較的沿岸にありますので、極力沖合（3カイリ以上）を航行してください。沿岸部ではこれらが連続しているうえ、身網の発見が困難です。止むを得ず沿岸部を航行する場合は、特に見張りを厳重にしてください。

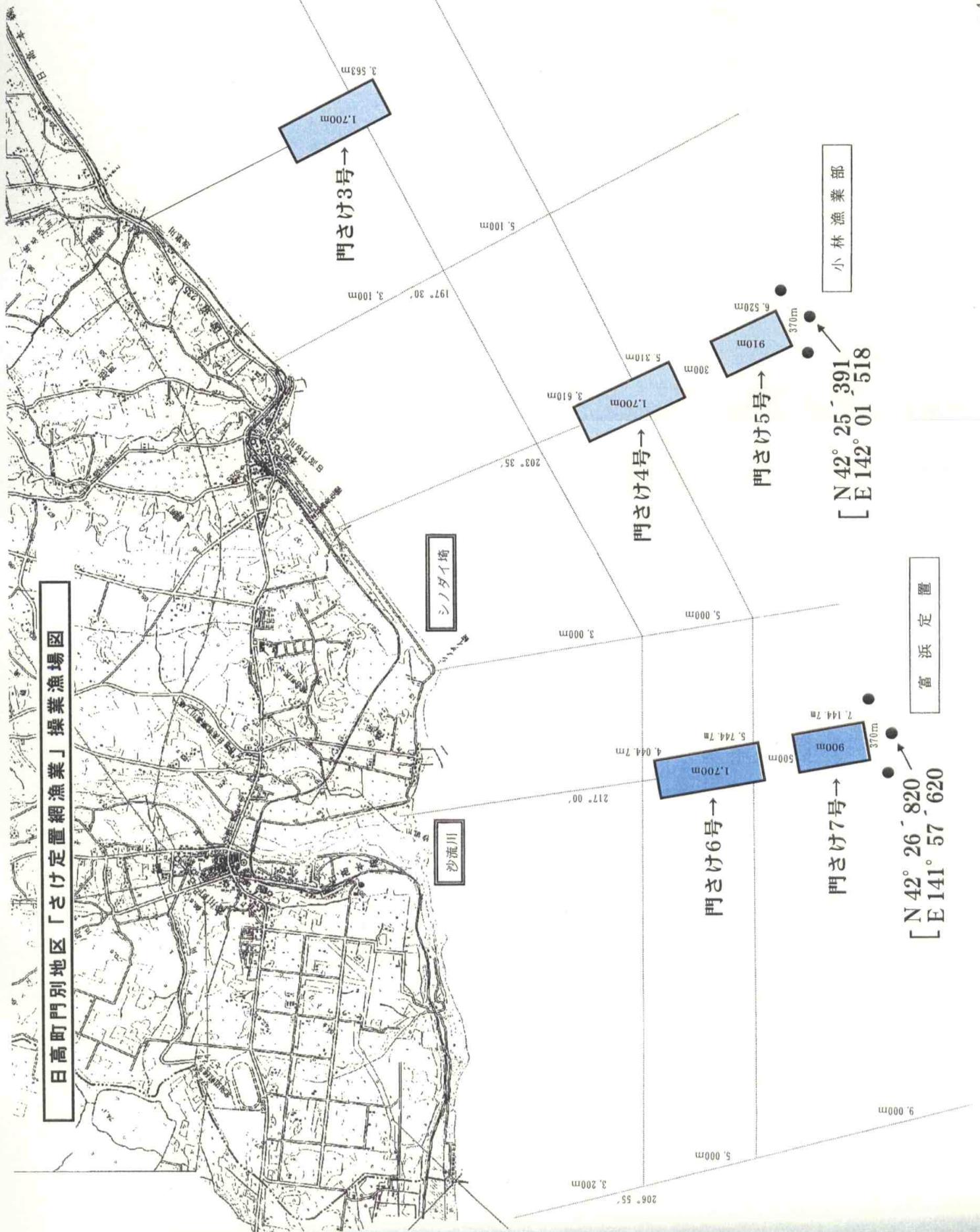
航行中これらを発見した場合、陸側には手網が延びていますので、**沖側へ大きく迂回してください**。なお、自動操舵による航行は、特に注意してください。

苦小牧港から東方へ向かう場合には、特に日高町門別地区沖合の定置網に注意してください。

西港地区から123度または東港地区から135度前後の針路で航行すると、極めて接近することになりますので十分注意してください。（4月～8月）

苦小牧港から西方へ向かう場合にも、近くを通ることになりますので注意してください。

定置網は、長期に亘り設置するため、堅牢なものが用いられ、その費用も高額となっています。このため一旦事故が発生すると、被害金額も大変大きなものとなりますので、十分注意してください。



2 刺網漁業・はこ漁業・かご漁業

これらの漁業は、比較的集中した場所で、通常、海底に漁具を留めて置き、海面上には目印となる漁具標識を設置して行います。

この標識の付近には、潮切り用の浮玉や、これらを繋ぐロープの一部が浮いていることがありますので、注意してください。

(1) 操業の状況

胆振東部・日高海域では、周年、何らかの刺網・はこ・かご漁業が行われています。

漁具は、操業期間中常時敷設されており、1日1回程度起こします。時には時化等で出漁できず何日もそのままおかれることがあります。

操業位置は、概ね別添 操業漁場図（P 6～8）のとおりです。

刺網などの敷設位置は、期間中毎日少しづつ変ります。魚種、時期によっては、大きく変わることもあります。

主な魚種の漁法、操業期間、着業数等は次のとおりです。

魚種	漁法	操業期間	盛業期	許可・承認隻数
すけとうだら	刺網	10月～3月	12月～2月	302隻
かれい	刺網	通年	4月～7月・11月～2月	1,117隻
かすべ	刺網	2月～12月	4月～7月・11月～2月	152隻
ほっけ	刺網	3月～12月	3月～9月	134隻
めぬけ	刺網	通年	3月～9月	57隻
たこ	はこ・なわ	通年	7月～9月・11月～3月	463隻
いか	釣り	6月～1月	8月～12月	121隻
にかご	かご	7月～8月・12月～3月	6月～8月・1月～2月	114隻
えび	かご	3月～1月	3月～5月・8月～11月	97隻
つぶ	ざる・かご	通年	4月～6月	248隻

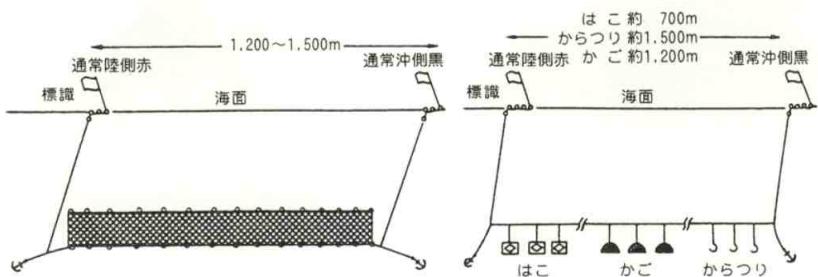
※ 許可・承認隻数は、必ずしも登録船の数を反映していません。

(2) 漁具の状態

網等の漁具は、通常海底に沈められています。

海面上には、潮切り用の浮玉を数個付けた漁具標識（旗）が設置されています。（図－2 参照）

図-2 敷設図



(3) 漁具標識

標識は、魚種により協定で定められているものもありますが、特に規制はされていません。一般的には、海岸線と直角の方向に敷設する場合は、**陸側に赤旗・沖側に黒旗**（または白旗）が用いられ、海岸線と平行に敷設する場合は、西側に赤、東側に黒旗（または白旗）が用いられています。（図-2 参照）これらの標識には、ほとんど灯火、レーダー反射器も付いています。

(4) 事故の状況

事故の多くは漁具標識及び潮切り用の浮玉等を繋ぐロープの切断、流失です。両端の漁具標識が無くなると、網の位置がわからなくなり大きな被害となります。

また、最近はロープが丈夫になり途中で切れず網ごと紛失するケースもあります。さらに錨など海底へ設置されるものによると思われる事故もあります。

(5) 航行上の注意事項

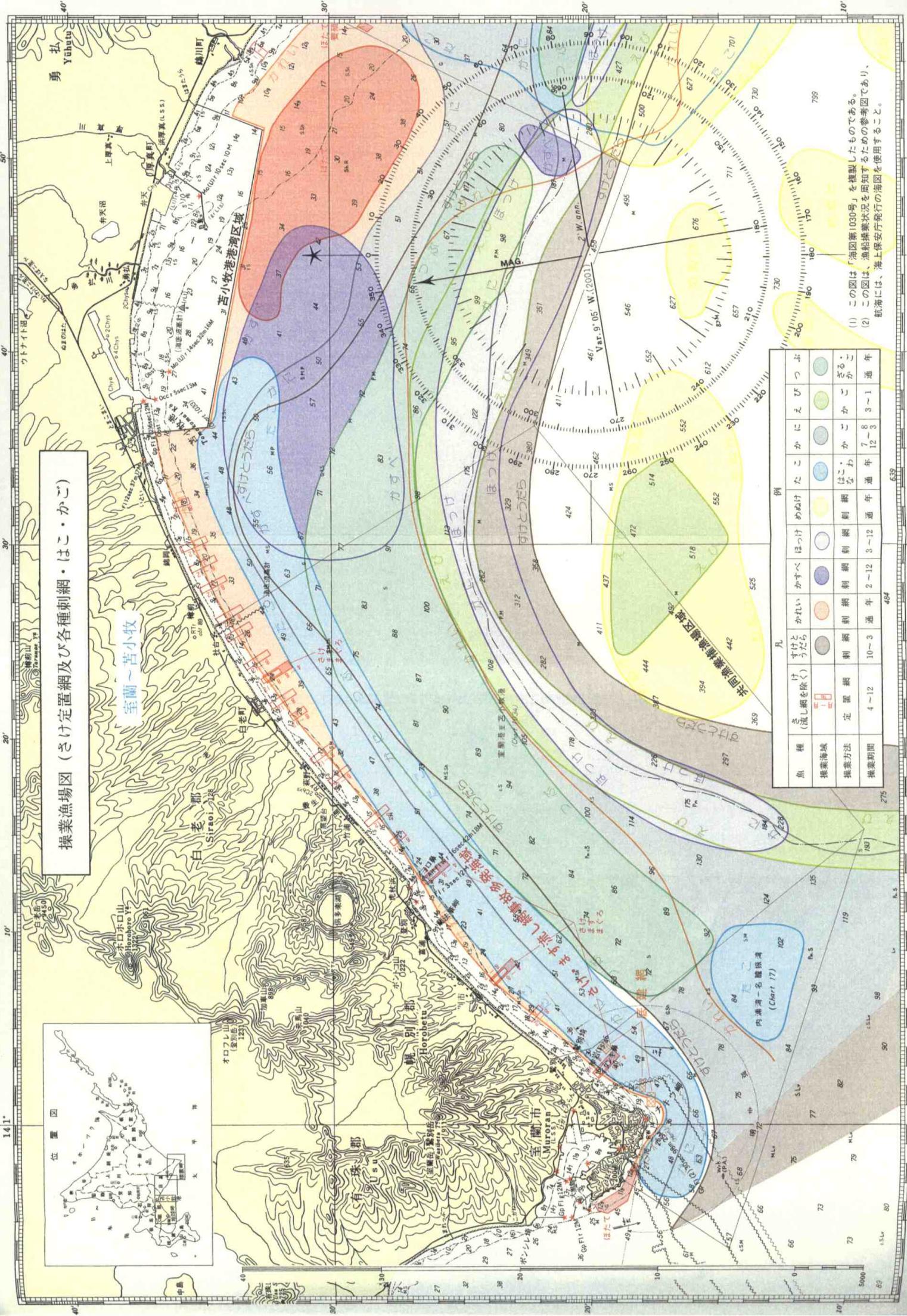
漁網等は通常海底にありますので、特に浅いところ以外では一般の航行により被害を受けることはありませんが、これらは比較的集中して設置されていますので、出来ればこれらの海域を避けて航行してください。これらの海域を航行する場合は、**海面上に設置されている遊具標識を回避してください。**

回避する場合、潮切り用の浮玉は標識から潮流の上手側にありますので、下手側を航行してください。上手側を航行する場合は大きく迂回してください。

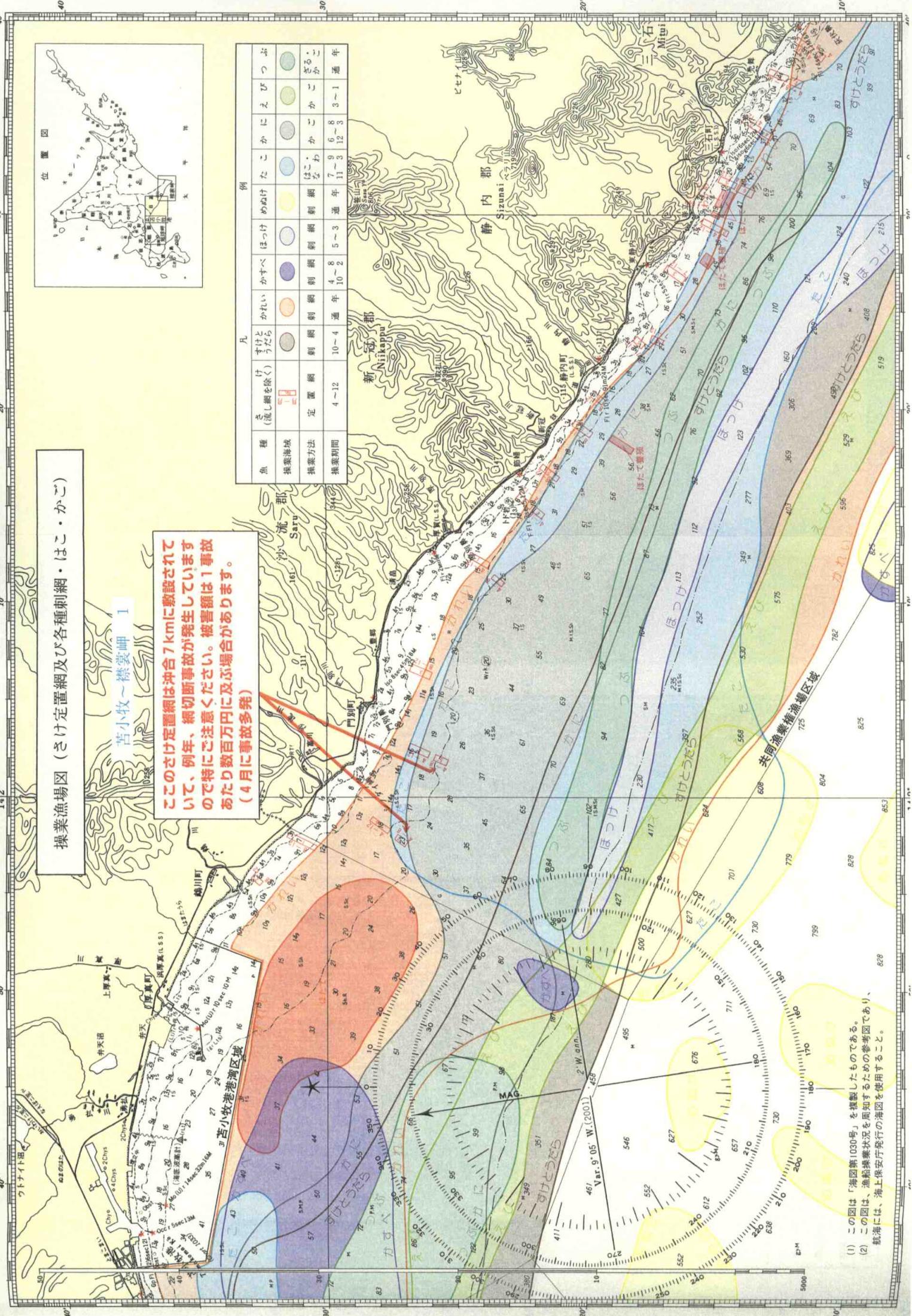
投錨する場合にもこれらに注意してください。特に風を避ける等沿岸部で投錨する場合は十分注意してください。（なお、襟裳岬東側には刺網が多数入っていますので錨泊の際は特に注意してください。）

※ 釣り、底曳網、けた網等については、漁具を漁船から垂下または漁船で漁具をひきまわすなど、漁船と漁具が一体となっている操業形態のため、本書では記載を省略しました。

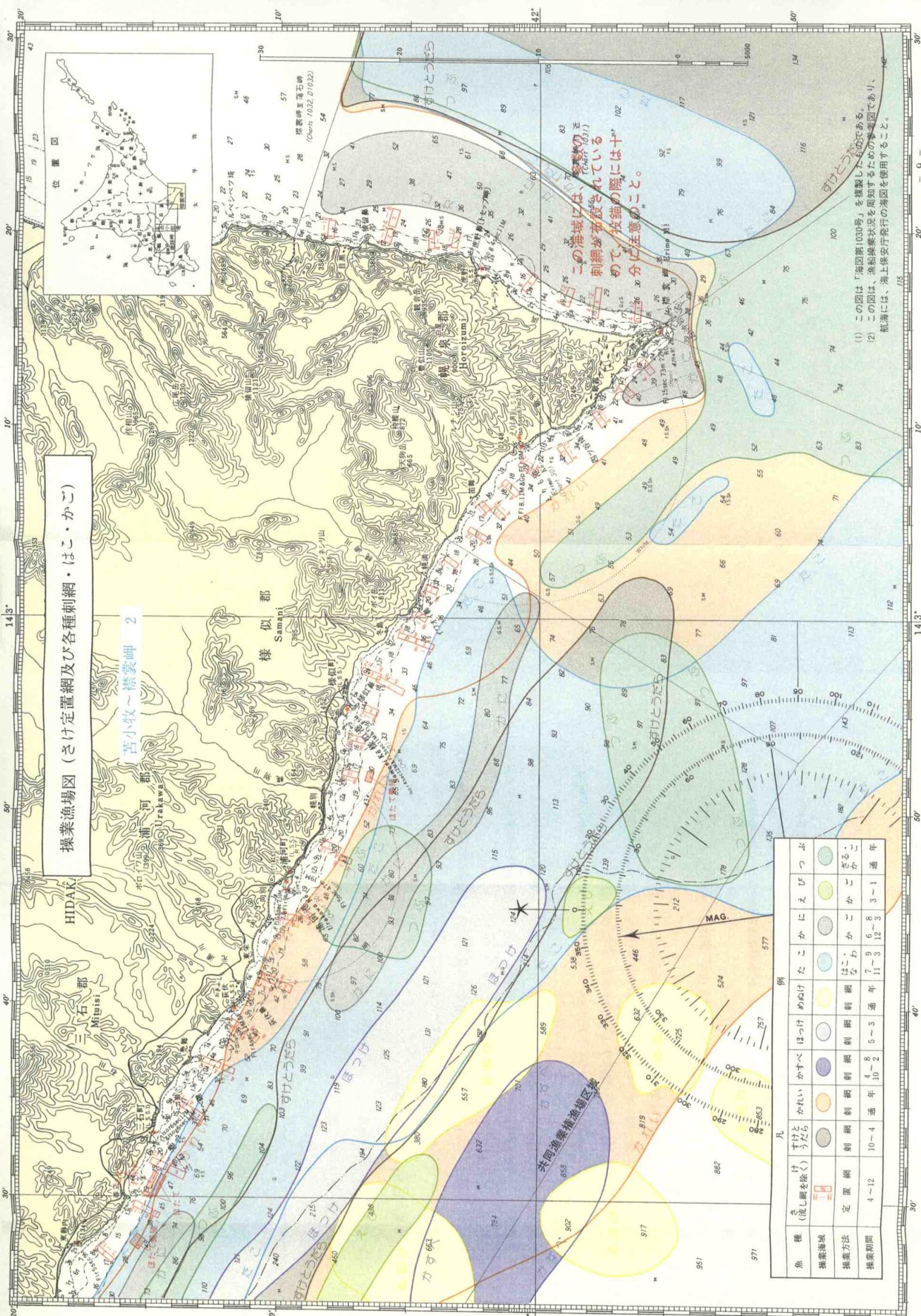
操業漁場図 (さけ定置網及び各種刺網・はこ・かご)



(1) この図は「海図第1030号」を複製したものである。
 (2) この図は、漁船操業状況を周知するための参考図であり、
 航海上には、海上保安庁発行の海図を使用すること。



HIDAK 操業漁場図（さけ定置網及び各種刺網・はこ・かご）



3 さけ・ます流し網漁業（小型・30トン未満）

この漁業は、主とし夜間、数キロメートルの網を海面上に流し、回避するさけ・ますを捕獲します。盛漁期には濃霧が発生するなど海象条件も悪く、網の発見も難しいことから、漁具、漁網に対する事故の発生率が高い漁業であります。

ただし、最近は操業隻数も減少し、かつ、主用漁場は北緯40度以北、東経144度以東海域で集中的に操業しておりえりも正南以西海域で操業の依存度が少なくなっています。

今後、漁場形成が変わって操業が活発に行われることも予想されますので航行に際しては特に注意してください。

(1) 操業の状況

① 操業期間（予定）

4月15日から7月7日まで

魚群は、5月上旬頃、海水表面温度が4～5℃になると室蘭沖から苫小牧沖合にかけて出現し、遂次沿岸寄りを日高方面に東進し、6月中・下旬になると襟裳岬を越えて釧路沖へ去ります。

盛漁期は水温7～11℃ぐらい（5月中旬～6月中旬）で、終魚期は水温15℃前後となります。

従って漁場は、西から東（室蘭方面から苫小牧・えりも方面）へ順次移動していきます。

② 操業時間

通常、正午頃出港し漁場選択を行い、15時頃から（室蘭から苫小牧にかけての比較的浅いところでは17時頃から）投網を開始します。作業時間は約一時間半程度です。

揚網は、22～24時の間ぐらいから始まり、3～4時頃には終わりますが、時には7時頃までに及ぶ事があります。通常の作業時間は3～4時間程度です。

帰港開始は、3時以降となっています。

なお、これらは漁の状態により、多少早くなったり、遅くなったりします。

③ 操業位置

操業は、全海域を対象に行われます。（別添 操業漁場図参照…P13）毎日の操業位置は、その日の漁場の状況により移動します。

（※なお、刺網が行われている時には、通常同じところで流し網は行われていません。）

④ 操業状況

全体の着業漁船は2～3隻程であり、10トン未満の小型のものです。

網の長さは、平均約5,000メートル（許可は、10,000メートルまで）もあり、水面下には6～7メートル程垂下しています。

良好な漁場ではこれらが密集しています。

投網は、船尾の方向に行われ、揚網は、船首の方向に行われます。（図-3～4参照）

敷設の方向は潮流（海岸線）とほぼ直角の方向（苦小牧～室蘭間で北北西、苦小牧～襟裳間では北北東）に行われ、隣接の網とは900メートル以上離すことになっていますが、敷設後これからは漂流するため一定していません。なお、この時期の潮流は90%が東から西へ流れます。

投網後、漁船は通常網の風下側に繋がっていますが、離れている場合もあります。（図-5参照）

図-3 投網図

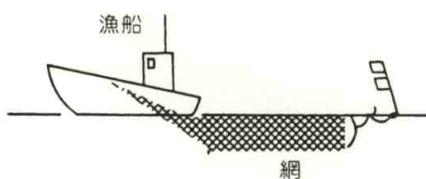


図-4 揚網図

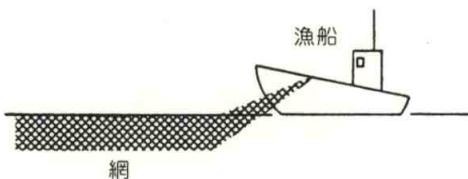
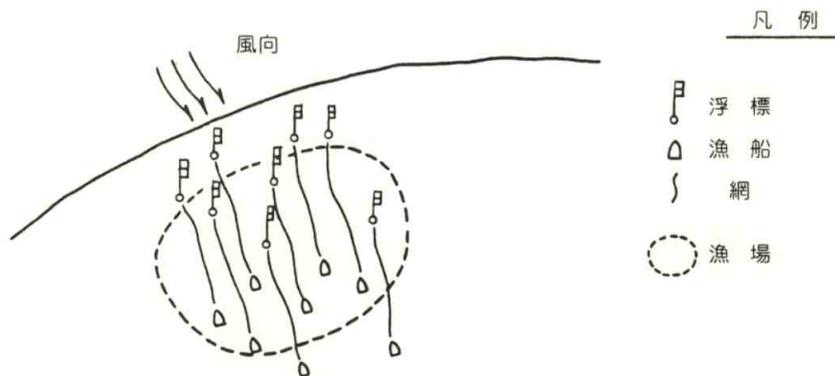


図-5 操業図



⑤ 操業標識

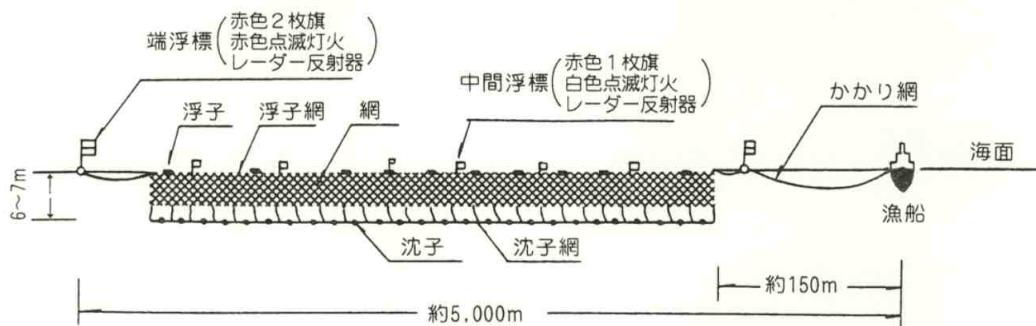
投網の際、沖に向かって敷設していく場合は船尾に、陸に向って敷設していく場合は船首に旗（大漁旗または1m×0.8m以上の赤色旗）が揚げられます。

敷設し網には、両端にそれぞれ赤色2枚旗と赤色点滅灯火が、中間には500～800メートルおきに赤色一枚旗と白色点滅灯火が設置されます（図-6参照）

これらの灯火の光達距離は、およそ1～2カイリ程度です。

さらに、大半の網には、レーダーで見た場合に網がラインとして認識しやすいようにレーダー反射器も取り付けられています。

図-6 敷設図



(2) 事故の状況

平成14年度には2件の網の切断事故が発生しています。

今後も主に夜間の沖合3~10カイリ付近での乗り切りによる網の切断、流出などの事故発生が心配されます。

(3) 航行上の注意事項

- ◎ さけ・ます流し網は大変に長く、密集して敷設されるうえ、発見が難しいので、**漁場内で回避は非常に困難です**。また夜間や悪条件下での回避は極めて困難になりますので、極力、操業している漁場を避けて航行してください。

止むを得ず操業している漁場内を航行する場合は、見張りを厳重にし、十二分に注意の上航行してください。なお、自動操舵による航行は、特に注意してください。

- ◎ **投網中**（15時～19時頃）の漁船を発見した場合、網は船尾方向に延びていますので、**漁船の前方を大きく迂回してください**。

（図-7 参照）

揚網中（22時～4時頃）の漁船を発見した場合、網は船首方向に延びていますので、**漁船の後方を迂回してください**。

（図-8 参照）

図-7 投網時の避航図

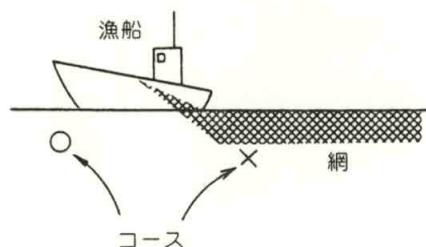
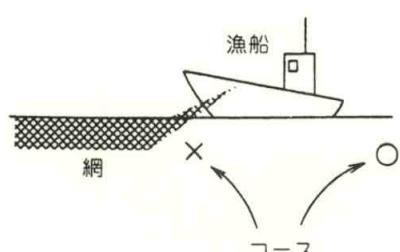
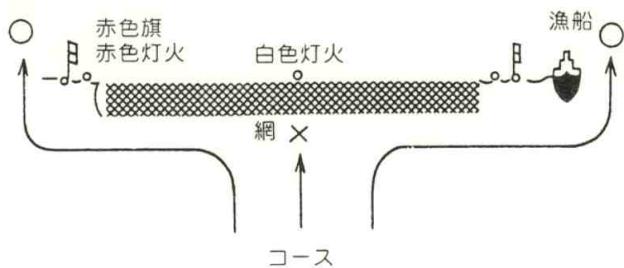


図-8 揚網時の避航図



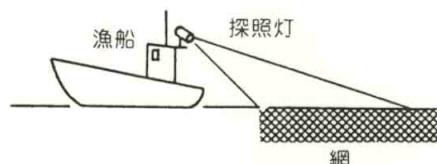
- ◎ 敷設してある網を発見した場合は、赤色灯火または漁船のいるところまで避航し、これらを避けてください。（図-9参照）

図-9 避航図



- ◎ 夜間、敷設してある網に接近してくる船舶を漁船が発見した場合、漁船は探照灯等により、**網の敷設してある方向を示します**（海上衝突予防法第36条）ので、これらを避けて航行してください。（図-10参照）

図-10



- ◎ 操業漁場内では、網が密集しているため一つの網を避けてもすぐ次の網があることがありますので、十分注意してください。
- ◎ 操業中の漁船は、網と繋がっていることが多く、いずれも自由な航行ができませんので、これらを発見した場合には、特に注意し、**早めに大きく迂回してください。**

(4) 操業状況の案内

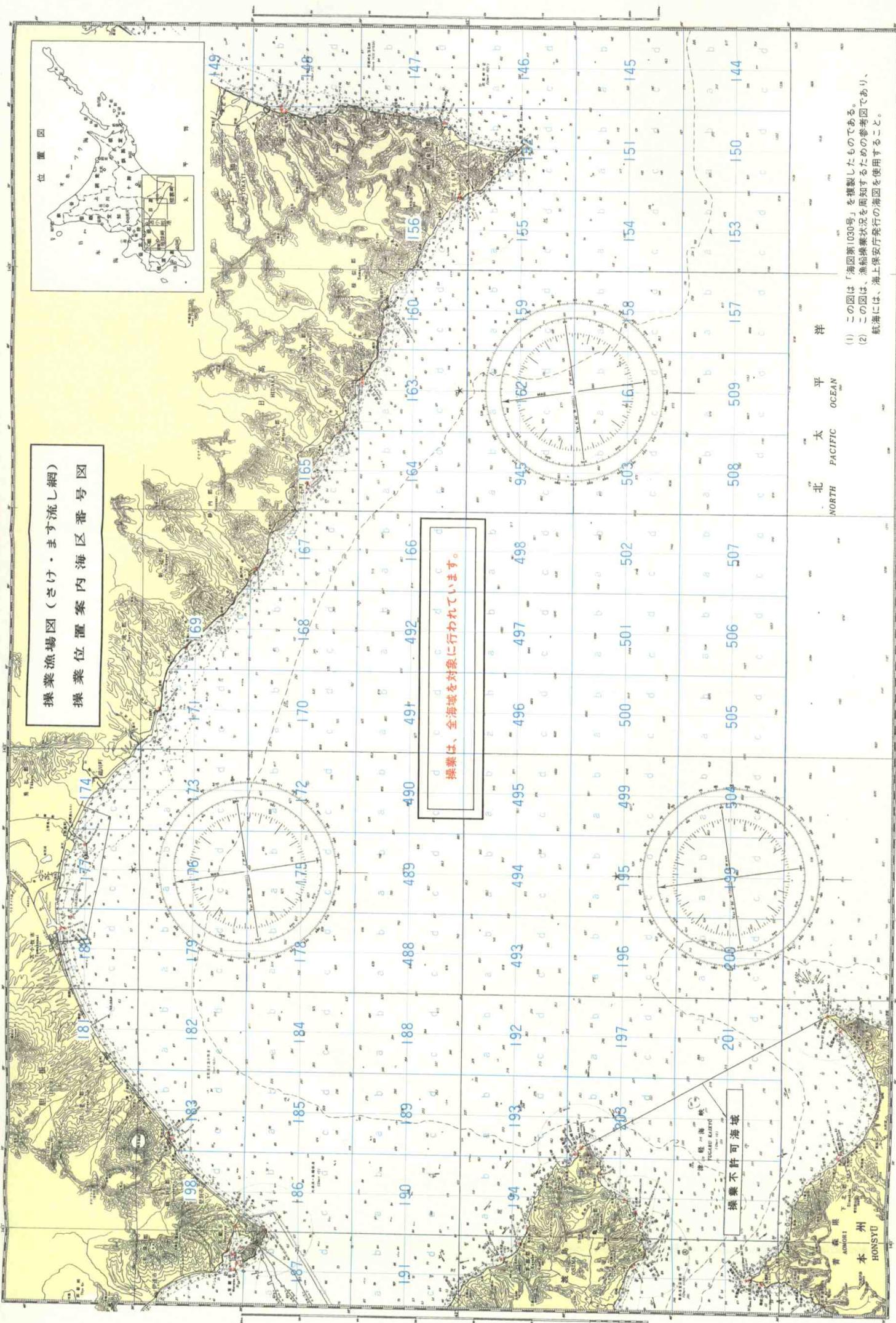
当日の操業状況（操業位置、着業隻数等）は、その日の漁場海域の状況によって異なります。当委員会では、これらの情報を集約し、提供できる体制を整えておりますので、当該海域を航行される場合には、別添操業位置案内海区番号図（P13参照）を参考に、下記へ照会してください。

胆振東部（室蘭～鶴川）及び日高（門別～えりも岬）の全海域

◎ 日高漁業無線局

住 所	様似郡様似町潮見台44番地
電 話 番 号	0146-36-3143
F A X 番 号	0146-36-4805
運用時間帯	24時間

操業漁場図（さけ・ます流し網）
操業位置案内海区番号図



関係漁業協同組合

市町名	組合名	所在地	電話番号
室蘭市	室蘭漁業協同組合	〒051-0013 室蘭市船見町1丁目130番地21	0143- 24-3331
登別市 白老町	いぶり中央漁業協同組合	〒059-0461 白老郡白老町字虎杖浜159番地	0144- 87-2721
苫小牧市	苫小牧漁業協同組合	〒053-0012 苫小牧市汐見町1丁目1番13号	0144- 35-0111
むかわ町	鵡川漁業協同組合	〒054-0015 勇払郡むかわ町字汐見751番地	0145- 42-2055
日高町 新ひだか町 新冠町	ひだか漁業協同組合	〒059-2565 日高郡新ひだか町静内春立141番地	0146- 48-2111
浦河町 様似町	日高中央漁業協同組合	〒057-0015 浦河郡浦河町浜町45番地	0146- 22-2251
様似町 えりも町	えりも漁業協同組合	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町182番地の2	01466- 2-2211